

# 個別指導の 改善を求めて

## 詳細報告

⑤

### 関東信越11保険医協会・保険医会と関東信越厚生局との懇談

本紙7月号に引き続き、昨年12月14日に行った関東信越各保険医協会・保険医会と関東信越厚生局（本局）との懇談の詳細を紹介する。

※下線部は事前提出の要請書に記載した質問と、それに対する回答。下線がない部分は要請書にはなかった追加の質問と意見交換（以下、協：協会側発言、厚：厚生局側発言）を行った。事前に提出した改善要請書への回答と当日行われた意見交換についてあわせて掲載する。

### カルテのコピーは断わるができる

協 個別指導において、持参したカルテ等のコピーを求めないこと。

（理由） 個別指導はあくまで「指導」であり、事実確認を行う「監査」とは峻別されるべきである。例えば「同意を得て」行っているとしても、被指導医からすればコピーを拒否することで何らかの不利益を課さ

れるのではないかという不安のもと、渋々了承しているのが現実であり、実際にその旨の相談が寄せられている。質問検査権を持たない個別指導において、カルテのコピーを求めないこと。

厚 被指導者の同意を得ながら実施していると理解している。当然コ

ピーを拒否した場合についても特段の不利益を課す形にもならない。現状ではコピーを求めるケースは以前に比べれば少なくなっていると思う。

協 以前はコピーの預かり証を準備していたこともあったと聞かされたがそれはやり過ぎだ。コピーを取る時には断っても不利益が課されないことを明示してほしい。コピーさせないと監査に移行すると怯える人もいる。

厚 カルテコピーは、断っても不利益を課すことはない。被指導医の同意を得た上で行っていると認識している。今の話では「不利益がない」という趣旨の説明が必要とのことなので、同意を得る場面で、必要に応じて説明をするよう周知していきたいと思う。

協 コピーを取るということは、中断をするということではないか。疑わしいからコピーを取るのか、時間が足りなくてコピーを取って中断するのか。前者の場合、不正を疑っているということだから、監査に移行するということか。そうすると非常に圧迫感がある。コピーを取る

際には目的を伝えてほしい。

厚 一般的な話では目的を説明するのだろうが、コピーをすることと監査に移行するかどうかは別の話。個別の事例にもよるが、単純に時間が足りず見きれないからコピーを取る、ということはないと思う。指導の場では、説明していると理解している。指導では基本的にはカルテコピーは必要ないと考えるが、内容によっては被指導医に説明の上コピーをしていると理解している。以前と比べ、コピーの件数は少なくなっていると思う。

協 コピーに同意しなければ指導は終わりか。

厚 中断か終了かはケースによる。その日の指導は終わりということだと思ふ。

協 カルテコピーの件数の把握は、各事務所から厚生局に報告書のような形であげているのか。

厚 事務所に報告を求めている項目のコメントは差し控えたい。カルテコピーの件数が減っているというのは“感覚”だ。 (完)